

# 宮城県高等学校体育連盟剣道専門部規約

## 第1章 名称及び事務局

第 1 条 本専門部は宮城県高等学校体育連盟剣道専門部と称し事務局は部長の定めるところに置くものとする。

## 第2章 目的

第 2 条 本専門部は宮城県高等学校体育連盟の規約に基づき高等学校における剣道の健全な普及発展を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第 3 条 本専門部前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 高等学校の剣道に関する基本方針の審議並びに調査研究
- 2) 剣道大会並びに剣道に関する行事の開催
- 3) 高等学校体育連盟本部をはじめ関係諸団体との相互連絡
- 4) 本専門部発展のため功労・功績があつた者の表彰（規定は別に定める）
- 5) その他本専門部の目的達成に必要な事業

## 第4章 組織

第 4 条 本専門部は宮城県高等学校体育連盟の加盟校をもって構成し、各校剣道部顧問 1 名を委員として組織する。（男子部・女子部がある所はそれぞれ 1 名ずつ出ても可）

第 5 条 本専門部に次の支部を置く。

- 1) 仙南
  - 2) 仙塩
  - 3) 石巻
  - 4) 大崎
  - 5) 登米・栗原
  - 6) 本吉
- 支部規約については、本専門部規約に準じて適宜定めるものとする。

第 6 条 本専門部に次の研究部を置く。

- 1) 運営部
  - 2) 強化部
  - 3) 指導部
  - 4) 審判部
  - 5) 記録部
- 部員には総務委員・常任委員が分担して当たり、それぞれの分野の専門的研究をするとともに、会務を分掌して立案計画・執行に当たる。

## 第5章 役員

第 7 条 本専門部に次の役員を置く。

- 1) 部長 1名
- 2) 副部長 若干名
- 3) 委員長 1名
- 4) 副委員長 若干名
- 5) 総務委員 若干名
- 6) 常任委員 若干名
- 7) 事務局 局長 1名 局次長 1名 会計 1名 局員若干名
- 8) 監事 若干名
- 9) 参与 歴代部長
- 10) 顧問 若干名

第 8 条 部長・副部長は高体連評議委員会で選任され、高体連会長より委嘱を受ける。

部長は本専門部を代表し、会務を統括する。副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。

第 9 条 委員長・副委員長は委員の中より互選する。

委員長は会務を執行する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する

- 第 10 条 総務委員は委員長・副委員長・各研究部主任及び事務局より若干名が当たり、会務の立案計画を掌る。
- 第 11 条 常任委員は委員の中から部長が委嘱し、会務を掌り緊急事項を処理する。
- 第 12 条 事務局長及び局次長・局員並びに会計は常任委員会の推薦を受け部長が委嘱し、事務を掌る。
- 第 13 条 監事は委員総会の推薦を受け部長が委嘱し、会計を監査する。
- 第 14 条 顧問は常任委員会の推薦を受け部長が委嘱し、諮問に応ずる。参与は時に応じて会務に参画する。
- 第 15 条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 会議

- 第 16 条 本専門部に次の会議を置く。
- 1) 委員総会
  - 2) 常任委員会
  - 3) 総務委員会
- 第 17 条 委員総会は部長が招集し、年に1回定例会を開催し次の事項を審議する。但し部長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 1) 予算及び決算に関する事項
  - 2) 行事に関する事項
  - 3) その他必要な事項
- 第 18 条 委員総会は出席委員の過半数によって議決する。可否同数の場合は議長の決する所による。  
議長には部長が当たる。
- 第 19 条 常任委員会は部長が招集し、委員総会に付すべき事項の原案審議及び緊急事項の処理に当たる。また、会務を掌る。  
議長には委員長が当たる。
- 第 20 条 総務委員会は部長が招集し、本専門部の円滑な運営を図るために会務の立案計画に当たる。議長には委員長が当たる。

## 第7章 会計

- 第 21 条 本専門部の予算は宮城県高等学校体育連盟の予算その他をもって充てる。
- 第 22 条 本専門部の予算及び決算は常任委員会の審議を経て委員総会の承認を得なければならぬ。
- 第 23 条 本専門部の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 付則

- 第 24 条 この規約は昭和28年9月12日より施行する。
- 昭和53年4月1日 一部改正  
昭和59年4月1日 一部改正  
昭和62年4月1日 一部改正  
平成元年5月15日 一部改正  
平成15年5月16日 一部改正

# 宮城県高等学校体育連盟剣道専門部表彰規程

## 1 特別表彰

本専門部に対し特に顕著な功績・功労のあった選手・監督については賞状と記念品を授与する。  
但し、功績賞と重複しないものとする。

- (1) 全国規模大会における団体・個人優勝した選手・監督
- (2) 本専門部に特に顕著な功績・功労のあった選手・監督。

## 2 功績賞

高体連が主催・共催・主管する全国規模大会（全国高校総体・全国選抜大会）並びに国体において、  
団体・個人で優秀な成績を収めた選手・監督については賞状と記念品を授与する。

- (1) 団体・個人種目において2位から5位（ベスト8）までとする。
- (2) その他、顕著な功績があった者。

## 3 功労賞

高体連が主催・共催・主管する東北規模大会（東北高校総体・東北選抜大会）並びに東北総体以上の  
大会に出場しており、当該校の監督・顧問が推薦した選手に対し賞状を授与する。但し、授与学年  
は卒業年度とする。